

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問） 版Iの答え

※ 答えはア～ウの記号です。

（ ）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

- | | |
|--|---|
| (1) 国から不当に干渉されずに行動できる権利を（ ）という
ア 自由権 イ 常会 ウ 国民投票 | ア |
| (2) 『統治二論』で抵抗権をとнаえたのは（ ）である
ア ロック イ 検察官 ウ 弁護士 | ア |
| (3) 人権は（ ）によって制限されることがある
ア 公共の福祉 イ 国庫支出金 ウ 基本的人権の尊重 | ア |
| (4) 自分の生き方を自分の意思で決める権利を（ ）という
ア 平和主義 イ 条例 ウ 自己決定権 | ウ |
| (5) 侵すことのできない永久の権利を保障する原則が（ ）だ
ア 特別会 イ 基本的人権の尊重 ウ 知る権利 | イ |
| (6) 憲法改正の発議には各議院の総議員の（ ）以上の賛成が要る
ア 4分の3 イ 3分の2 ウ 過半数 | イ |
| (7) 罪を犯した疑いのある人を裁判所に訴えるのは（ ）である
ア 弁護士 イ 裁判員 ウ 検察官 | ウ |
| (8) 衆議院で可決されると内閣が解散か総辞職を選ぶのが（ ）だ
ア 地方債 イ 内閣不信任決議 ウ 地方税 | イ |
| (9) 一つの事件で3回まで裁判を受けられるしるきを（ ）という
ア 非核三原則 イ 参政権 ウ 三審制 | ウ |
| (10) 最高裁判所は違憲審査の終審として（ ）とよばれる
ア 憲法の番人 イ 国民投票 ウ 死票 | ア |
| (11) 総選挙の日から30日以内に召集される国会を（ ）という
ア 常会 イ 臨時会 ウ 特別会 | ウ |
| (12) 委員会で専門家などから意見を聞くために開くのが（ ）だ
ア 両院協議会 イ 公聴会 ウ 閣議 | イ |
| (13) 内閣を組織して政権を担当する政党を（ ）という
ア 無所属 イ 与党 ウ 野党 | イ |
| (14) 政党の得票数に応じて議席を配分するしるきを（ ）という
ア 臨時会 イ 比例代表制 ウ ワイマール憲法 | イ |
| (15) 政権を担当せず政府を批判・監視する政党を（ ）という
ア 与党 イ 野党 ウ 無所属 | イ |
| (16) だれに投票したかを知られないという選挙の原則を（ ）という
ア 秘密選挙 イ 控訴 ウ 国民主権 | ア |
| (17) 住民が署名を集めて条例の制定などを求める権利が（ ）だ
ア 公共の福祉 イ 直接請求権 ウ 総辞職 | イ |
| (18) 財政の格差をおさえるために国から配られるお金が（ ）だ
ア 国庫支出金 イ 地方交付税交付金 ウ 地方税 | イ |
| (19) 利益を目的とせず社会貢献活動を行う民間の団体を（ ）という
ア NPO イ 株式会社 ウ 政党 | ア |
| (20) 複数の政党が協力して内閣をつくることを（ ）という
ア 連立政権 イ 議院内閣制 ウ 参政権 | ア |